

Basic テキスト

国民年金法 厚生年金保険法

TAC 社会保険労務士講座



2027年 合格目標

2027年目標 総合本科生 Basic・総合本科生 Basic + Plus の皆様へ

進行表

各クラスとも、以下のような予定で講義を進めます。

予習復習はもちろんのこと、欠席された場合の振替受講など、フォロー制度を利用される際には、この進行表で確認していただき、次回の講義に臨んでください。

第Ⅰ部 国民年金法

講義内容	Basic テキスト（国年）の進度
国年 ①	P.2 ～ P.39 まで
国年 ②	P.40 ～ P.61 まで
国年 ③	P.62 ～ P.91 まで
国年 ④	P.94 ～ 最後 まで

第Ⅱ部 厚生年金保険法

講義内容	Basic テキスト（厚年）の進度
厚年 ①	P.134 ～ P.163 4保険料 の前 まで
厚年 ②	P.163 4保険料 ～ P.195 まで
厚年 ③	P.196 ～ P.221 まで
厚年 ④	P.226 ～ 最後 まで

◎ Basic 講義に関して

Basic 講義では、制度が複雑な年金 2 法（国民年金法・厚生年金保険法）を先行学習していきます。年金科目は本試験での出題ウェイトも高いため、強化しておくことが必須です。初めて社会保険労務士試験の学習をされる方はもちろんですが、年金科目を得意にされていない方にも最適な講義内容となっております。

Basic 講義を受けることにより、2 回転目となる基本講義の年金科目にスムーズに入っていくことができ、さらに 1 回転だけでは取り組みが難しい一歩踏み込んだ深い学習も可能にします。

◎ 学習の進め方

本テキストには、本文の理解を促したり、本文に関連する事項を、語句、Advice、Point、参考として記載しています。このうち、参考は応用事項又は学習優先順位の低い内容となっているため、まずは本文、語句、Advice、Point を固めてから取り組むとよいでしょう。

また、金額や期限などの数字も多く出てきますが、隅から隅まで丸暗記していく必要はなく、本テキストでは、年金制度全体の把握に主眼を置いた学習を心掛けるようにしましょう。



→ 用語の説明



→ 理解を促すためのアドバイスを記載



→ 本文に記載のある事項のうち、本試験問題で正誤の論点となっていた箇所等、押さえておくべき重要ポイントを指摘



→ 余力があれば押さえておきたい事項

Basic テキスト 目次

年金概論 1

第 I 部 国民年金法

第1章 総則及び被保険者 11

- 1 目的 12
- 2 管掌等 12
- 3 権限の委任等 13
- 4 用語の定義 14
- 5 被保険者 17
- 6 資格の取得 23
- 7 資格の喪失 24
- 8 被保険者期間の計算と種別の変更 28
- 9 国民年金原簿 29

第2章 費用 31

- 1 国庫負担 32
- 2 基礎年金拠出金 34
- 3 保険料の納付等 35
- 4 保険料の前納 40
- 5 保険料の免除 41
- 6 保険料の追納 49
- 7 保険料の徴収等 50

第3章 給付の種類等・老齢基礎年金 ————— 53

第1節 給付の種類及び裁定等 ————— 54

- 1 給付の種類 54
- 2 裁定 54
- 3 端数処理 55
- 4 年金の支給期間と支払期月 55

第2節 老齢基礎年金 ————— 57

- 1 老齢基礎年金の支給要件 57
- 2 老齢基礎年金の年金額 62
- 3 老齢基礎年金の支給開始年齢 68
- 4 老齢基礎年金の失権 73

第4章 障害基礎年金 ————— 75

- 1 障害基礎年金の支給要件 76
- 2 併合認定（併給の調整） 83
- 3 障害基礎年金の年金額と加算額 84
- 4 障害基礎年金の年金額の改定 85
- 5 障害基礎年金の支給停止 88
- 6 障害基礎年金の失権 89

第5章 遺族基礎年金・その他の給付 ————— 93

第1節 遺族基礎年金 ————— 94

- 1 遺族基礎年金の支給要件 94
- 2 遺族の範囲 96
- 3 遺族基礎年金の年金額と加算額 98
- 4 遺族基礎年金の年金額の改定 99
- 5 遺族基礎年金の支給停止 100
- 6 遺族基礎年金の失権 101

第2節 その他の給付 ————— 103

- 1 付加年金 103
- 2 寡婦年金 104
- 3 死亡一時金 107
- 4 脱退一時金 111

第6章 給付の通則 ————— 115

- 1 国民年金事業の財政 116
- 2 年金額の改定 117
- 3 未支給年金 119
- 4 併給の調整 120
- 5 時効 122

第Ⅱ部 厚生年金保険法

第1章 総則・被保険者 ————— 133

- 1 目的 134
- 2 管掌等 134
- 3 権限の委任等 136
- 4 適用事業所 136
- 5 被保険者 139
- 6 被保険者期間 148
- 7 被保険者に関する原簿 150

第2章 標準報酬・費用 ————— 153

- 1 標準報酬月額及び標準賞与額（標準報酬） 154
- 2 標準報酬月額の決定・改定 156
- 3 標準賞与額の決定 163
- 4 保険料 163
- 5 督促、滞納処分及び延滞金 167

第3章 保険給付の種類等・老齢厚生年金 - 171

第1節 保険給付の種類及び裁定等 ————— 173

- 1 保険給付 173
- 2 裁定 173
- 3 保険給付の額の端数処理 173
- 4 年金の支給期間及び支払期月 174

第2節 本来支給の老齢厚生年金 (65歳以後の老齢厚生年金) ————— 175

- 1 本来支給の老齢厚生年金の支給要件 176
- 2 本来支給の老齢厚生年金の年金額 177
- 3 報酬比例部分の額 178
- 4 経過的加算額 180
- 5 加給年金額 182
- 6 在職老齢年金（高在老） 185
- 7 老齢厚生年金の支給の繰上げ 189
- 8 老齢厚生年金の支給の繰下げ 191
- 9 失権 195

第3節 特別支給の老齢厚生年金 (65歳未満の老齢厚生年金) ————— 196

- 1 特別支給の老齢厚生年金（支給開始年齢の引上げ） 196
- 2 特別支給の老齢厚生年金の支給要件・年金額 199
- 3 支給開始年齢 201
- 4 雇用保険法の基本手当との調整 203
- 5 失権 204

第4章 障害厚生年金等 ————— 207

- 1 障害厚生年金の支給要件 208
- 2 障害厚生年金の併給の調整（併合認定） 211
- 3 障害厚生年金の年金額 212
- 4 障害厚生年金の年金額の改定 216
- 5 障害厚生年金の支給停止 218
- 6 障害厚生年金の失権 219
- 7 障害手当金 220

第5章 遺族厚生年金・その他の保険給付 — 225

第1節 遺族厚生年金 — 226

- 1 遺族厚生年金の支給要件 226
- 2 遺族 228
- 3 遺族厚生年金の年金額 229
- 4 妻に支給する遺族厚生年金の加算額 232
- 5 支給停止 237
- 6 失権 239

第2節 その他の保険給付 — 240

- 1 脱退一時金 240

第6章 保険給付の通則等 — 245

第1節 厚生年金保険事業の財政・年金額の改定等 — 246

- 1 厚生年金保険事業の財政 246
- 2 年金額の改定 247
- 3 未支給の保険給付 248
- 4 時効 250

第2節 離婚時の年金分割 — 251

- 1 離婚等をした場合における特例（合意分割） 251
- 2 被扶養配偶者である期間についての特例（3号分割） 254

年金概論

年金概論においては、公的年金のうちこれから学習することとなる国民年金及び厚生年金保険について、個々の科目に入っていく前段階として知っておくとよい大まかな仕組み等をみていく。

1. 公的年金制度の仕組み

公的年金制度は、自分や家族の**加齢（老齢）**、**障害**、**死亡**など（**保険事故**の発生）による稼得能力の低下、所得の喪失及び減少等のリスクに社会全体で備えるための仕組みであり、原則としてあらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる**社会保険**である。また、現役世代が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え方（「**賦課方式**」という。）を基本とした財政方式で運営されている。

公的年金制度は、後述する**国民皆年金体制**をとっており、一定の要件に該当する者は、本人の意思にかかわらず、法律によって**強制的に加入を義務付けている**。

2. 公的年金制度の変遷

(1) 旧法の年金

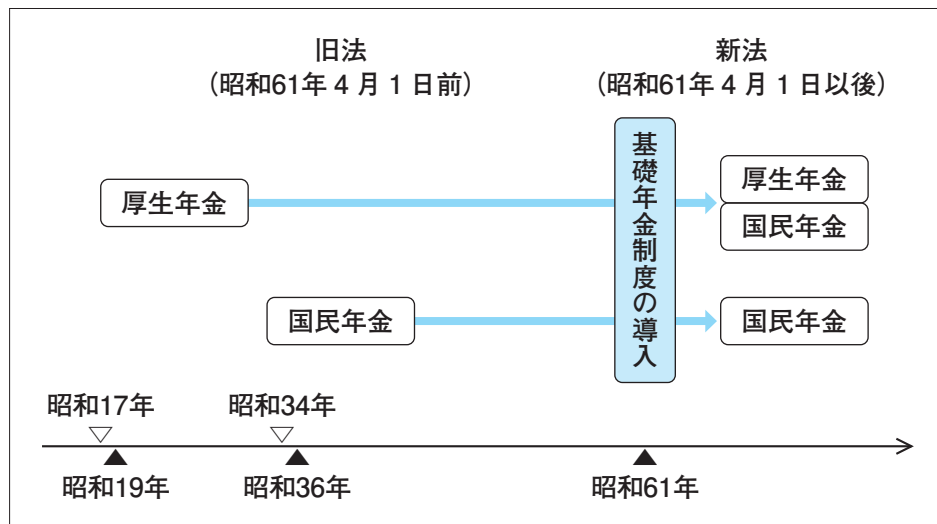
わが国の公的年金制度の歴史は、**国民年金法**よりも**厚生年金保険法**の方が古く、**労働者年金保険法**が制定された**昭和16年（昭和17年施行）**までさかのぼる。このときは、まだ厚生年金保険法という名称ではなく、また、その対象者は、工場等で働く男性労働者に限られていたが、**昭和19年**には、女性労働者や一般職員も対象とする被用者年金制度とされ、その名称も**厚生年金保険法**に改められた。

一方、**国民年金法**は、被用者年金制度の対象とならない自営業者等を対象として、**昭和34年**に**無拠出制の福祉年金**として施行され、さらに**昭和36年4月**からは、保険料を納めることを要す

る**拠出制**の年金制度となり、これにより、わが国の「**国民皆年金体制**」が整った。

(2) 新法の年金

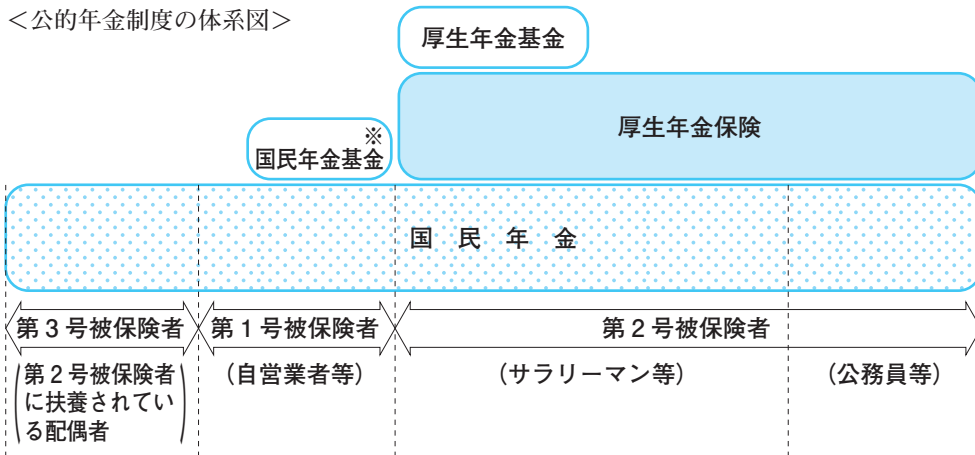
国民皆年金が実現したものの、厚生年金保険の加入対象は会社員、国民年金の加入対象は自営業者等というように分けられた制度体系のままでは、加入している制度により年金給付や保険料負担に不公平が生じるおそれがあった。そのためにとられた措置が、昭和60年の年金大改正である。この改正により、**昭和61年4月**から**すべての国民が国民年金の対象とされた**。厚生年金保険の被保険者は同時に国民年金の被保険者であることとされ、その配偶者（例：サラリーマンの妻）も旧法時代は任意加入であったが、新法では強制加入となり国民年金の被保険者とすることになった。



(3) 基礎年金と上乘せ年金（2階建て年金）

上記(2)の昭和60年の法改正により、国民年金制度は、すべての国民に共通する**基礎年金**を支給する制度とされ、また、厚生年金保険制度は、基礎年金に上乘せして支給する**報酬比例年金**（**上乘せ年金**）として再編成された。これにより、労働者を対象とした年金は、いわゆる**2階建て**の年金制度となった。

< 公的年金制度の体系図 >



※老齢基礎年金に上乗せする第1号被保険者（原則）のための年金制度で、地域型と職能型の2種類がある。

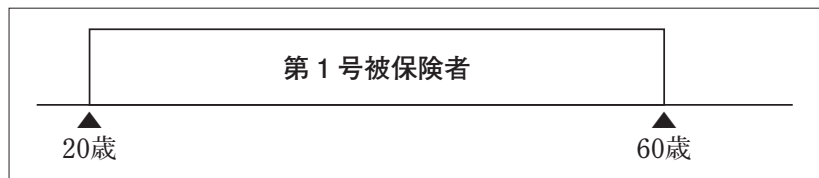
3. 被保険者

基礎年金である国民年金には、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者についてはすべて加入が義務付けられている。また、上乗せ年金である厚生年金保険については会社勤め等している一定の要件に該当する者に加入が義務付けられている。ここでは、次の(1)～(3)に掲げる国民年金の被保険者の種別と厚生年金保険の被保険者との関係について述べる。

(1) 第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者や学生などが該当する。

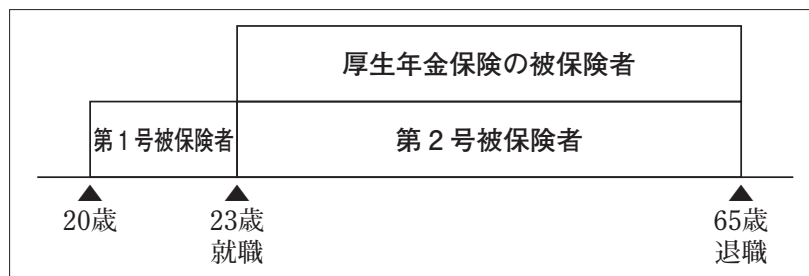
(例) 20歳から60歳まで自営業をしていた場合



(2) 第2号被保険者

会社勤め等をしていて厚生年金保険に加入している者が該当する（つまり、厚生年金保険に加入している者は国民年金との二重加入となる。）。原則として年齢制限はない。

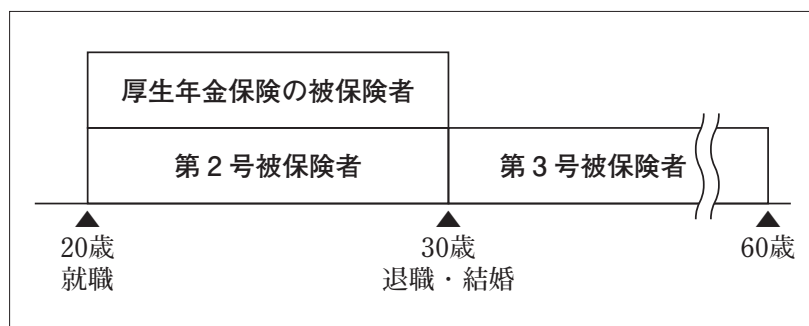
(例) 23歳から65歳まで会社勤めをしていた場合



(3) 第3号被保険者

第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者）に扶養されている20歳以上60歳未満の一定収入以下の配偶者が該当する。

(例) 20歳から会社勤めをし、30歳で会社員と結婚して専業主婦となった場合



4. 年金の種類

年金とは、被保険者が働いている間に毎月保険料を支払い、年をとったとき、疾病や負傷により障害が残ってしまったとき、死亡したときに、被保険者や被保険者であった本人又は一定の遺族に対して支給され、その者たちのその後の生活を支えるものである。実際に次のような給付がある。

(1) 年をとったとき（老齢）

老齢となり、所得の喪失等によりその生活の安定が損なわれることを防止するために支給されるのが老齢基礎年金である。また、厚生年金保険の被保険者期間がある者については、老齢基礎年金に上乗せする形で老齢厚生年金が支給される。

① 国民年金のみ加入

② 厚生年金保険に加入

老齢基礎年金

老齢厚生年金

老齢基礎年金

(2) 障害が残ってしまったとき（障害）

疾病や負傷により、心身に一定の基準以上の障害状態を残した場合に支給されるのが障害基礎年金である。また、厚生年金保険の被保険者である場合には、障害基礎年金に上乗せする形で障害厚生年金が支給される。

① 国民年金のみ加入

② 厚生年金保険に加入

障害基礎年金

障害厚生年金

障害基礎年金

(3) 死亡したとき（遺族）

一家の生計の中心となっていた者が死亡した場合に、その死亡した者によって生計を維持していた配偶者又は子の生活の安定を図るために、その配偶者又は子に支給されるのが遺族基礎年金である。また、厚生年金保険の被保険者や長期に加入していた者等の死亡においては、遺族基礎年金に上乗せする形で遺族厚生年金が支給される。

① 国民年金のみ加入

② 厚生年金保険に加入

遺族基礎年金

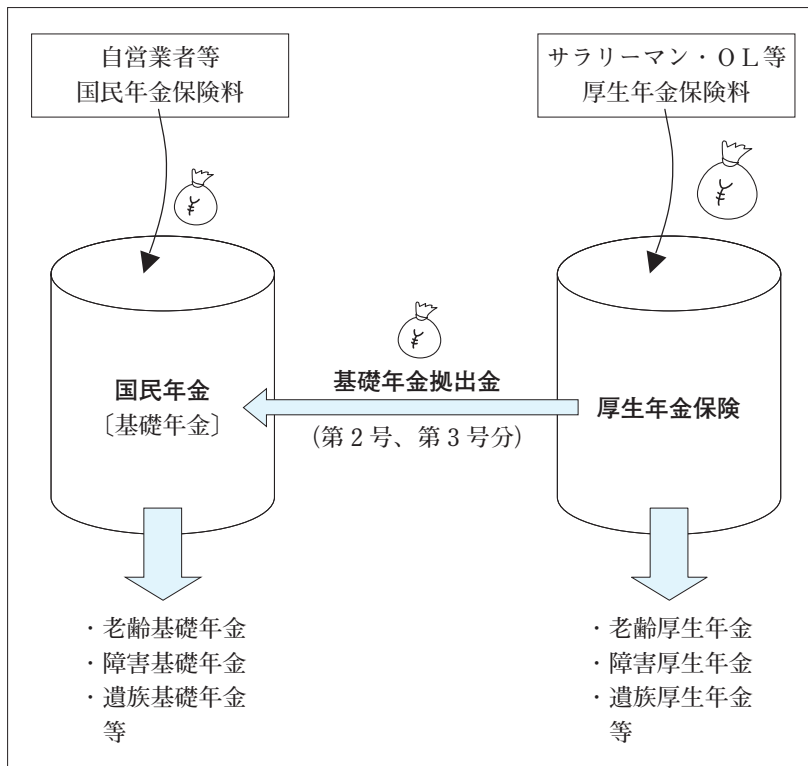
遺族厚生年金

遺族基礎年金

5. 保険料

国民年金の保険料は、第1号被保険者については各自が個別に毎月定額の保険料を納付しなければならないが、**第2号被保険者及び第3号被保険者については各自が個別に納付する必要はない**。第2号被保険者について納付された厚生年金保険の保険料の一部を**基礎年金拠出金**として国民年金へ拠出し、第2号被保険者及び第3号被保険者についての国民年金の給付に充てる仕組みをとっている。

厚生年金保険の保険料は、定率制をとっており、例えば会社員であれば、厚生年金保険の被保険者の勤め先から支払われる給料や賞与を基に保険料の額を計算して、被保険者本人と勤め先の事業主が折半負担することになる。厚生年金保険の保険料額は、国民年金の保険料額に比べ高いが、これは上記の基礎年金拠出金についての負担分が含まれていること等によるものである。



以上のことを捉えておき、これから国民年金及び厚生年金保険の詳細について学習していく。

第 I 部 国民年金法

*Labor &
Social Security Attorney*

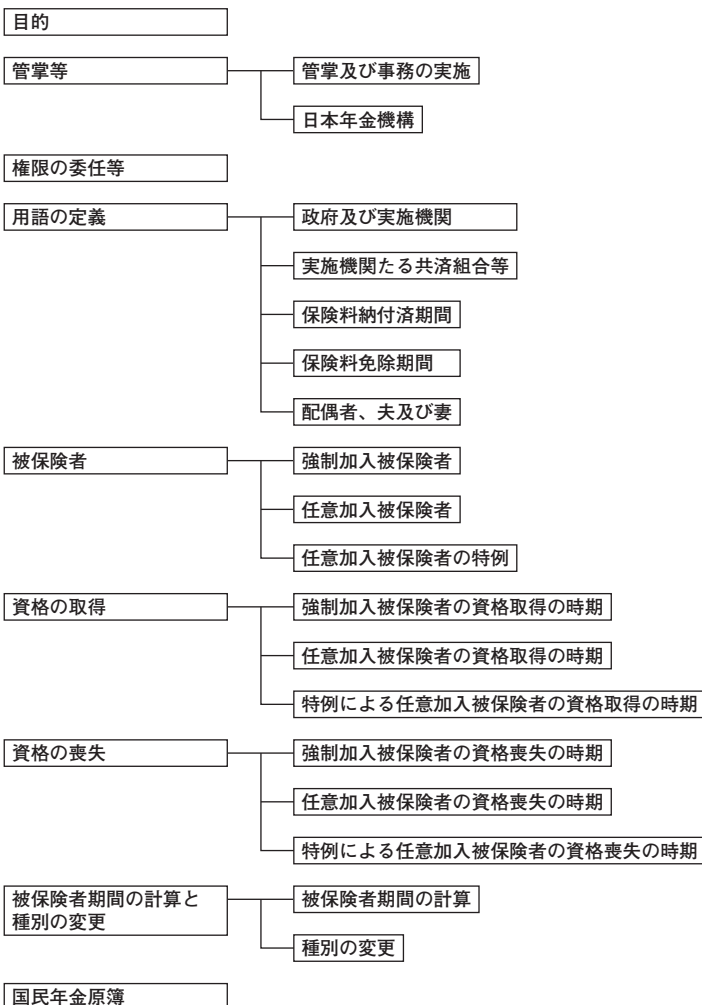
第 I 部中の法令、略令一覧

法	国民年金法
法附則	国民年金法附則
(60) 法附則	昭和60年改正法附則
(元) 法附則	平成元年改正法附則
(6) 法附則	平成6年改正法附則
(16) 法附則	平成16年改正法附則
(24) 法附則	平成24年改正法附則
(26) 法附則	平成26年改正法附則
(令和7) 法附則	令和7年改正法附則
令	国民年金法施行令
改定率改定令	国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則	国民年金法施行規則
厚年法	厚生年金保険法
厚年令	厚生年金保険法施行令
措置令	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
基金令	国民年金基金令
労基法	労働基準法

第1章

総則及び被保険者

学習内容



1 目的

法 1 条 「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に
基き、**老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定**がそこなわれ
ることを**国民の共同連帯**によって防止し、もって健全な国民生活
の**維持及び向上**に寄与することを目的とする。」

法 2 条 国民年金は、上記法第1条の目的を達成するため、国民の**老齢、
障害又は死亡**に関して**必要な給付**を行うものとする。

2 管掌等

1 管掌

法 3 条 1 項 国民年金事業は、**政府**が、管掌する。

2 事務の実施

- 法 3 条 2 項 (1) 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、
法律によって組織された**共済組合**（以下「共済組合」という。）、
**国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、
地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団**
（以下「共済組合等」という。）に行わせることができる。
- 法 3 条 3 項 (2) 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、
市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととす
ることができる。



令 1 条 の 2 例えば、任意加入被保険者の資格取得及び喪失の申出の受理並びにその
申出に係る事実についての審査、第1号被保険者であった期間のみを有
する者に支給される**老齢基礎年金、寡婦年金、死亡一時金**など一定の給
付を受ける権利の裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審
査など各種届出、申請等の受理、審査に関する事務を**市町村長**が担当し
ている。

3 権限の委任等

1 日本年金機構

日本年金機構（以下「機構」という。）は、従来の社会保険庁の廃止に伴い設立された非公務員型の公法人であり国民年金制度における厚生労働大臣の権限に係る一連の運営業務を行うこととされている。

2 機構への委任等

(1) 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

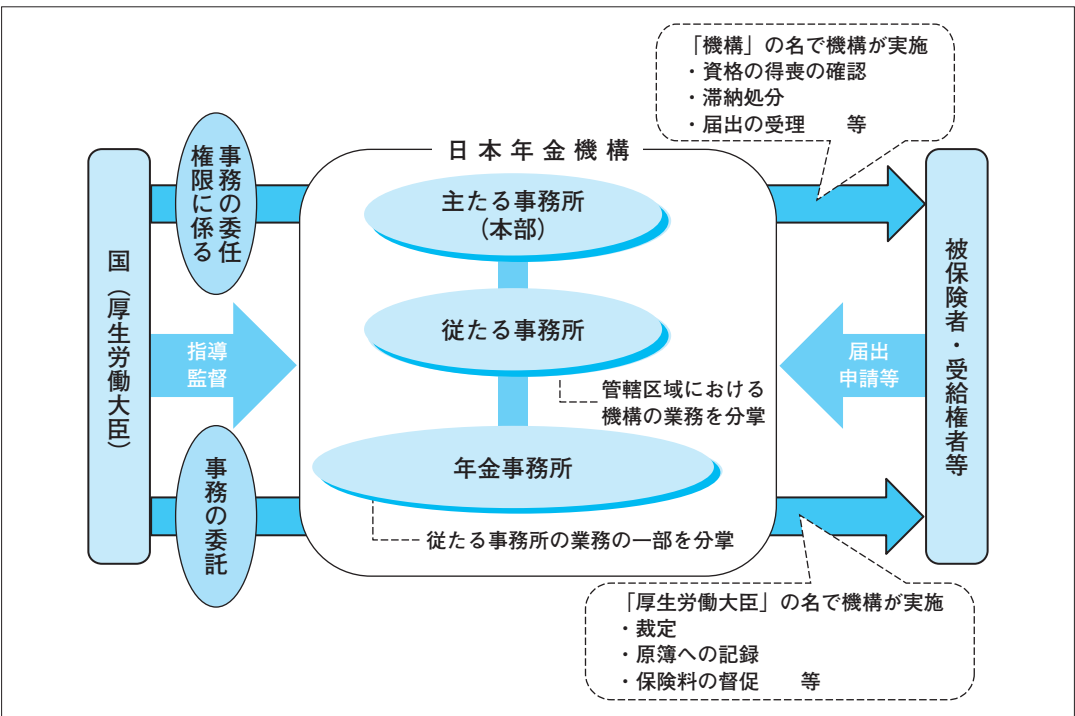
法109条の4, 1項

厚生労働大臣の権限に係る事務（前記2.2(1)、(2)により共済組合等、市町村長が行うこととされたものを除く。）については、その一部を機構に行わせるものとされている。

(2) 機構への事務の委託

厚生労働大臣は、国民年金制度における事務（前記2.2(1)、(2)により共済組合等、市町村長が行うこととされたものを除く。）については、その一部を機構に行わせるものとされている。

法109条の10, 1項





＜地方厚生局長等への権限の委任＞

(1) 地方厚生局長等への権限の委任

法109条の9, 1 項

国民年金法に規定する厚生労働大臣の権限（次の(2)の権限等一部の権限を除く。）は、**地方厚生局長**に委任することができる。

法109条の9, 2 項

また、これにより地方厚生局長に委任された権限は、**地方厚生支局長**に委任することができる。

(2) 国民年金基金に係る権限の委任

法142条の2, 1 項

厚生労働大臣の権限のうち国民年金基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を**地方厚生局長**に委任することができる。

法142条の2, 2 項

また、これにより、地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令の定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。

4 用語の定義

1 政府及び実施機関

法5条8項

国民年金法において、「政府及び実施機関」とは、**厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等**をいう。

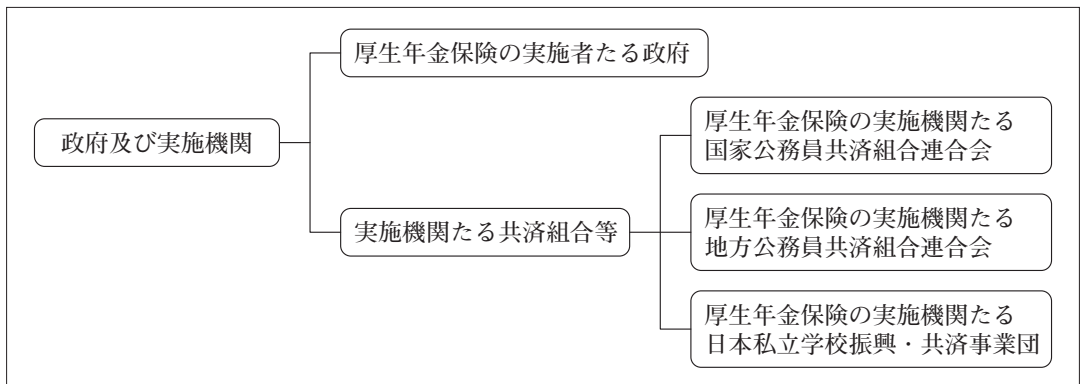
2 実施機関たる共済組合等

法5条9項

国民年金法において、「実施機関たる共済組合等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) **厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会**
- (2) **厚生年金保険の実施機関たる地方公務員共済組合連合会**
- (3) **厚生年金保険の実施機関たる日本私立学校振興・共済事業団**

●——図表 1－1 政府及び実施機関



3 保険料納付済期間

国民年金法において、「保険料納付済期間」とは、次の(1)～(5)の期間を合算した期間をいう。

法5条1項

- (1) 第1号被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料^{*}に係る期間

※ ① 法第96条（督促及び滞納処分^{*}）の規定により徴収された保険料を含む。

* 第2章7参照

② 法第90条の2第1項～第3項（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。



例えば、第1号被保険者が、保険料4分の3免除期間について、免除される額以外の残りの額（4分の1の部分）の保険料を納付した期間は、保険料を納付した期間ではあるが、保険料納付済期間には含まれず、保険料4分の3免除期間とされる。

- (2) 第1号被保険者としての被保険者期間のうち産前産後期間の保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間
- (3) 第1号被保険者としての被保険者期間のうち育児期間の保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間
- (4) 第2号被保険者としての被保険者期間
- (5) 第3号被保険者としての被保険者期間

4 保険料免除期間

国民年金法において、「保険料免除期間」とは、「保険料全額免除期間」、「保険料4分の3免除期間」、「保険料半額免除期間」及び「保険料4分の1免除期間」を合算した期間をいう。

法5条2項

* 「保険料の免除」は、第2章5で学習する

- (1) 保険料全額免除期間

第1号被保険者としての被保険者期間であって法定免除、全額免除、学生納付特例、納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの^{*}を合算した期間をいう。

法5条3項

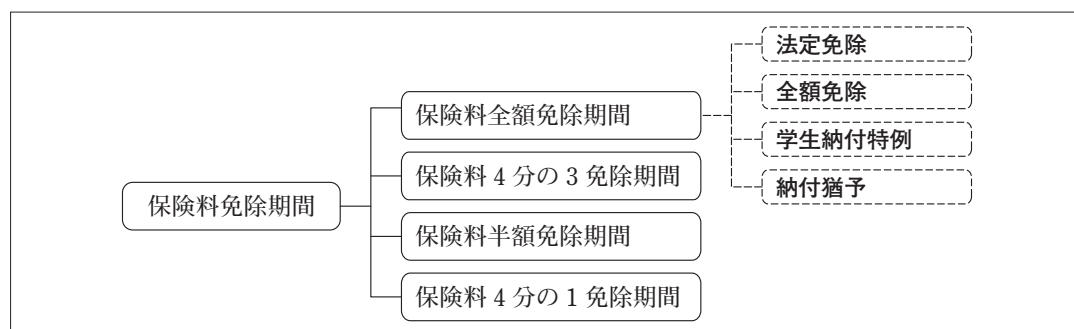
(26) 法附則14条3項他

法5条4項	(2) 保険料4分の3免除期間 第1号被保険者としての被保険者期間であって法第90条の2第1項（4分の3免除）の規定によりその4分の3の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた4分の3の額以外の4分の1の額につき納付されたものに限る。）に係るもの[※]を合算した期間をいう。
法5条5項	(3) 保険料半額免除期間 第1号被保険者としての被保険者期間であって法第90条の2第2項（半額免除）の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るもの[※]を合算した期間をいう。
法5条6項	(4) 保険料4分の1免除期間 第1号被保険者としての被保険者期間であって法第90条の2第3項（4分の1免除）の規定によりその4分の1の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた4分の1の額以外の4分の3の額につき納付されたものに限る。）に係るもの[※]を合算した期間をいう。

*「保険料の追納」は、第2章6で学習する

※(1)～(4)いずれも法第94条第4項（保険料の追納^{*}）の規定により納付されたものとみなされた保険料に係る期間を除く。

●——図表1－2 保険料免除期間



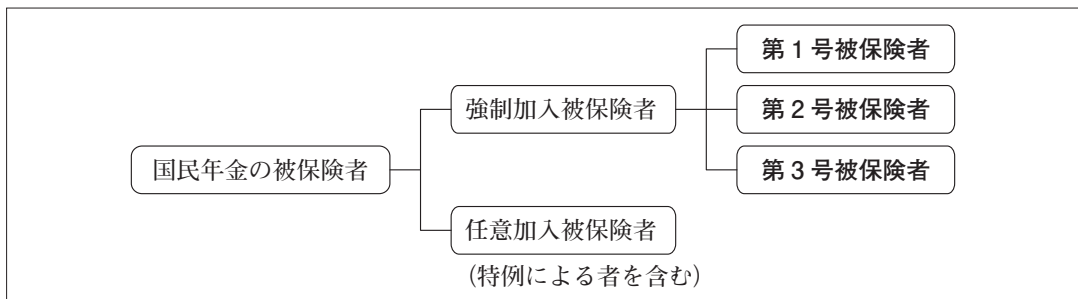
5 配偶者、夫及び妻

国民年金法において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

5 被保険者

国民年金の被保険者は、法律上当然に（強制的に）被保険者となる**強制加入被保険者**と強制加入被保険者に該当しない一定の者からの任意の申出により被保険者となる**任意加入被保険者**に分けられる。具体的な種類は図表1－3の通りである。

●——図表1－3 被保険者の種類



1 強制加入被保険者

国民年金の強制加入被保険者は、第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者の3種類に分けられる。

(1) 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者[※]を除く。）

法7条1項1号

※ 「その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、「医療滞在ビザで滞在する者」や「観光・保養を目的とするロングステイビザで滞在する者」が該当する。
(3)第3号被保険者、②(1)①、②の任意加入被保険者及び③(1)①の特例の任意加入被保険者において同様である。

則1条の2



Point 第1号被保険者となるためには、国内居住要件と年齢要件（20歳以上60歳未満）を満たすことが必要である。

法7条1項2号
法附則3条、厚年法附則4
条の3、1項、厚年令5条

(2) 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者

ただし、**65歳以上**の者にあつては、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の**老齢又は退職**を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の**受給権を有しない**被保険者に限る。



厚生年金保険の被保険者は、国民年金の第2号被保険者とされ、厚生年金保険制度と併せて2つの年金制度に加入することになる。また、厚生年金保険の被保険者については、民間被用者等である被保険者であるか公務員等である被保険者であるかを区別するための厚生年金保険における種別が、次の通り設けられている。

第1号厚生年金被保険者	下記以外の厚生年金保険の被保険者
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者



- ・第2号被保険者は、国内居住要件は問われない。
- ・厚生年金保険の被保険者は、20歳未満又は60歳以上であっても第2号被保険者となるが、65歳以上の老齢厚生年金等の受給権者は第2号被保険者から除かれる。

(3) 第3号被保険者

法7条1項3号

第2号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者^{*}に限る。）であつて主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「**被扶養配偶者**」という。）のうち**20歳以上60歳未満**のもの

※ 「日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者」は、次に掲げる者とされている。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する第2号被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 第2号被保険者が外国に赴任している間に当該第2号被保険者との身分関係が生じた者であって、第2号に掲げる者と同等と認められるもの
- ⑤ 上記①～④に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

則1条の3



被扶養配偶者の認定は**健康保険法等**における被扶養者の認定の取扱いを勘案して、**機構**が行う。

法7条2項
令4条



- ・第2号被保険者の20歳以上60歳未満の配偶者であっても、配偶者自身が自営業を営んでおり、被扶養配偶者として認定される基準を超える収入がある場合は第1号被保険者となる。また配偶者自身が厚生年金保険の被保険者等である場合には、その者は第2号被保険者となる。
- ・第1号被保険者の配偶者は、20歳以上60歳未満であっても**第3号被保険者とならない**（例えば、自営業を営んでいる者の妻は、専業主婦であっても第1号被保険者となる。）。



- ・第3号被保険者となるためには、第2号被保険者による生計維持関係と年齢要件（20歳以上60歳未満）を満たすことが必要である。
- ・第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれの者も国籍要件（日本国籍を有する者であること）は問われない。

2 任意加入被保険者

- (1) 次に掲げる者（第2号被保険者及び第3号被保険者を除く。）は、**厚生労働大臣**に申し出て、被保険者となることができる。この申出により被保険者となった者を任意加入被保険者という。

法附則5条1項

- ① 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）
- ② 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）
- ③ 日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満のもの

●——図表 1－4 任意加入被保険者

	20歳	60歳	65歳	70歳
日本国内に住所を有する者	2(1)①の者	2(1)②の者	3(1)①の者	
日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない者	2(1)③の者		3(1)②の者	



上記①「日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの」は、第1号被保険者から除かれる者である。この者は、第1号被保険者とはならないが、任意加入被保険者となることができる。



- ・20歳未満の者は、任意加入被保険者となることはできない。
- ・日本国内に住所を有しない場合は、日本国籍を有することが要件となる。
- ・特別支給の老齢厚生年金の支給を受けている60歳以上65歳未満の者も、要件を満たしていれば、任意加入被保険者となることができる。

法附則 5条 2項

- (2) 上記(1)①又は②に該当する者が任意加入の申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。



「口座振替納付」とは、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことをいう。

法92条の2



日本国内に住所を有する者が任意加入の申出を行おうとする場合には、原則として、口座振替納付の申出をしなければならない（後記③の者についても同様である。）。

- (3) 任意加入被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

法附則5条4項

③ 任意加入被保険者の特例

- (1) 昭和50年4月1日以前に生まれた者であって、次のいずれかに該当するもの（第2号被保険者を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

(令和7)法附則40条1項他

ただし、その者が老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

この申出により被保険者となった者をいわゆる特例による任意加入被保険者という。

- ① 日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）
- ② 日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満のもの



前記②の任意加入は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていても、年金の増額を目的として任意加入することができるが、③のいわゆる特例による任意加入は、老齢基礎年金の受給権を取得することが目的のため、老齢基礎年金等の受給権を有していない者に限り任意加入することができる。

(令和7)法附則40条 2 項他

(2) 前記(1)①に該当する者が任意加入の申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

(令和7)法附則40条 3 項他

(3) 前記②(1)②、③に該当する任意加入被保険者（昭和50年4月1日以前生まれの者に限る。）が65歳に達した場合において、前記(1)のただし書にある老齢基礎年金等の受給権を有しないときは、特例による任意加入の申出があったものとみなす。

(令和7)法附則40条 5 項他

(4) 特例による任意加入被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。



次の表は、任意加入被保険者と特例による任意加入被保険者の取扱いについて記載したものであるが、一通り学習が終わった後にもう一度確認してみよう。

【任意加入被保険者・特例任意加入被保険者の取扱い】

	任意加入被保険者	特例任意加入被保険者
付加保険料	納付できる	納付できない
産前産後期間・育児期間に係る保険料免除	適用されない	
保険料免除	適用されない	
老齢基礎年金の支給繰上げ	できない	

	任意加入被保険者としての被保険者期間	特例任意加入被保険者としての被保険者期間
死亡一時金の支給要件	第1号被保険者としての被保険者期間とみなされる	
寡婦年金の支給要件	第1号被保険者としての被保険者期間とみなされる	算入されない
脱退一時金の支給要件	第1号被保険者としての被保険者期間とみなされる	

6 資格の取得

1 強制加入被保険者の資格取得の時期

法8条

強制加入被保険者は、次の図表1－5に掲げる事由のいずれかに該当するに至った日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

●——図表1－5 強制加入被保険者の資格取得時期

	取得時期
	その日
第1号被保険者	・ 20歳に達したとき ・ 日本国内に住所を有するに至ったとき ・ 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者でなくなったとき
第2号被保険者	・ 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき
第3号被保険者	・ (20歳以上60歳未満の間において) 被扶養配偶者となったとき ・ (被扶養配偶者が) 20歳に達したとき

《注》〇〇歳に達した日とは、誕生日の前日を指す。したがって、例えば、4月1日が誕生日の者は、3月31日が20歳に達した日となる。

2 任意加入被保険者（5-2の任意加入被保険者）の資格取得の時期

法附則5条3項

前記5-2(1)①、②の者については、厚生労働大臣に口座振替納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出をした日、③の者については、厚生労働大臣に任意加入の申出をした日に被保険者の資格を取得する。

5-2参照

3 65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者（5-3の任意加入被保険者）の資格取得の時期

(令和7)法附則40条4項他

前記5-3(1)①の者については、厚生労働大臣に口座振替納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出をした日、②の者については、厚生労働大臣に任意加入の申出をした日に被保

5-3参照

険者の資格を取得する。また、53(3)により特例による任意加入の申出があったものとみなされた者については、65歳に達した日に被保険者の資格を取得する。

7 資格の喪失

1 強制加入被保険者の資格喪失の時期

法9条 強制加入被保険者は、次の図表1－6に掲げる事由のいずれかに該当するに至った日の翌日又は該当するに至った日に、被保険者の資格を喪失する。

法附則4条

●——図表1－6 強制加入被保険者の資格喪失時期

	喪失時期	
	翌日	その日
第1号被保険者	・死亡したとき ・日本国内に住所を有しなくなったとき ・国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき	・60歳に達したとき ・厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となったとき ・日本国内に住所を有しなくなった日に更に第2号被保険者又は第3号被保険者となったとき
第2号被保険者	・死亡したとき	・厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき〔第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者のいずれかに該当するときを除く。(第1号被保険者又は第3号被保険者に該当するときは種別の変更)〕 ・65歳に達したとき（ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する場合に限る。）
第3号被保険者	・死亡したとき ・被扶養配偶者でなくなったとき※（第1号被保険者又は第2号被保険者に該当するときは種別の変更。）	・60歳に達したとき

※「第2号被保険者の配偶者でなくなったとき」や「日本国内に住所を有しなくなり日本国内に生活の基礎があると認められる者でなくなったとき」等は、「被扶養配偶者」でなくなるため、原則として、その日の翌日に被保険者の資格を喪失する。



例えば、第2号被保険者が会社を退職し、第1号被保険者に該当する場合のように、被保険者資格の得喪を伴わず、強制被保険者の種別の間で変更が行われることを、「種別の変更」という。

2 任意加入被保険者（52の任意加入被保険者）の資格喪失の時期

（52の）任意加入被保険者は、次の図表1－7に掲げる事由のいずれかに該当するに至った日の翌日又は該当するに至った日に、それぞれ被保険者の資格を喪失する。

法附則5条5～8項

●——図表 1－7 (52)の) 任意加入被保険者の資格喪失時期

	喪失時期	
	翌日	その日
共通	・死亡したとき	・65歳に達したとき ・厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき ・厚生労働大臣に対する資格喪失の申出が受理されたとき ・老齢基礎年金が、満額支給されるための期間を満たしたとき※
日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満で厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる任意加入被保険者	・日本国内に住所を有しなくなったとき ・保険料を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないとき ・国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき	・日本国内に住所を有しなくなった日に更に被保険者の資格を取得したとき ・厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなったとき ・被扶養配偶者となったとき
日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の任意加入被保険者	・日本国内に住所を有しなくなったとき ・保険料を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないとき ・国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき	・日本国内に住所を有しなくなった日に更に被保険者の資格を取得したとき
日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の任意加入被保険者	・日本国内に住所を有するに至ったとき ・日本国籍を有しなくなったとき ・保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間に経過したとき	・左欄に掲げる事実があった日に更に被保険者の資格を取得したとき ・被扶養配偶者となったとき(60歳未満であるときに限る。)

※法第27条各号に掲げる月数（第3章第2節22の①～⑧の月数）を合算した月数が480に達したとき



将来受給できる老齢基礎年金の額を増やすために国民年金に任意加入している者について、保険料納付済期間等の月数を合算した月数が**480**に達したことにより、満額の老齢基礎年金を受給するための期間を満たすこととなったときは、その月数を超えて保険料を納める必要はなくなるため、その者からの申出の有無にかかわらず、その日に任意加入被保険者の資格を喪失することとされている。

③ 65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者（**5③**の任意加入被保険者）の資格喪失の時期

65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者は、次の図表1－8に掲げる事由のいずれかに該当するに至った日の翌日又は該当するに至った日に、それぞれ被保険者の資格を喪失する。

(令和7)法附則40条6～

8項

●——図表1－8 65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者の資格喪失時期

	喪失時期	
	翌日	その日
共通	・死亡したとき ・老齢基礎年金、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を取得したとき	・厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき ・70歳に達したとき ・厚生労働大臣に対する資格喪失の申出が受理されたとき
日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の任意加入被保険者	・日本国内に住所を有しなくなったとき ・保険料を滞納し、督促法の指定期限までに、その保険料を納付しないとき ・国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき	・日本国内に住所を有しなくなった日に更に被保険者の資格を取得したとき
日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満の任意加入被保険者	・日本国内に住所を有するに至ったとき ・日本国籍を有しなくなったとき ・保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間に経過したとき	・左欄に掲げる事実があった日に更に被保険者の資格を取得したとき



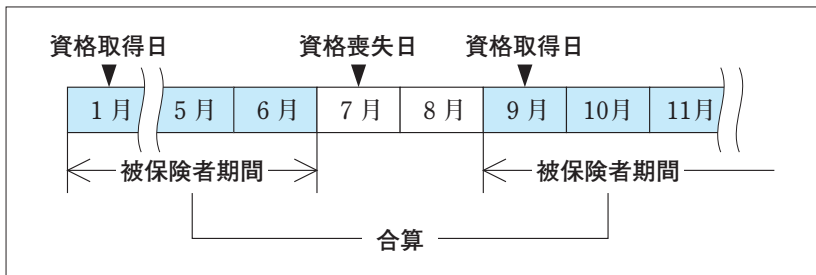
保険料を滞納した場合の資格喪失時期について、日本国内に住所を有する任意加入被保険者と日本国内に住所を有しない任意加入被保険者とでは取扱いが異なる。

8 被保険者期間の計算と種別の変更

1 被保険者期間の計算

- 法11条1項 (1) 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。
- 法11条2項 (2) 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失した場合には、その月を1箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、後の資格取得についての期間のみを1箇月の被保険者期間として算入する。
- 法11条3項 (3) 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

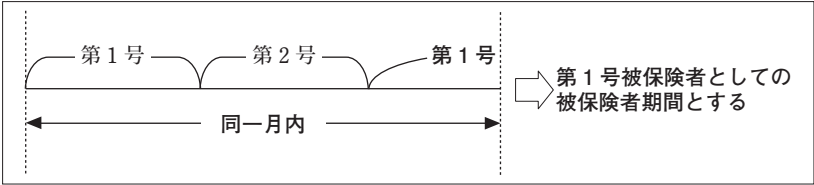
●——図表 1－9 被保険者期間の計算



2 種別の変更

- 法11条の2 被保険者の種別（第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者のいずれであるかの区別）に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなし、同一月に2回以上の種別の変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月とみなして被保険者期間を計算する。

●——図表 1－10 種別の変更



9 国民年金原簿

厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者（第 2 号被保険者のうち第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者又は第 4 号厚生年金被保険者であるものを除く。）の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。



＜訂正の請求等＞

(1) 訂正の請求

被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下同じ。）が**事実でない**、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が**記録されていないと思料する**ときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の**訂正の請求**をすることができる。

(2) 訂正請求に対する措置

厚生労働大臣は、**訂正請求に理由があると認めるときは**、当該訂正請求に係る**国民年金原簿の訂正をする旨を決定**しなければならない。また、厚生労働大臣は、当該訂正をする旨の決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

法14条

法附則 7 条の 5, 1 項

法14条の 2

法14条の 4, 1 項、2 項

次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を記入せよ。

1. 日本国内に住所を有さない者は、第 1 号被保険者となることはない。
2. 16歳の者は、第 2 号被保険者となることはない。
3. 18歳で第 2 号被保険者と婚姻をして専業主婦となった者は、第 3 号被保険者となる。
4. 第 1 号被保険者が、60歳に達したときは、その日に被保険者の資格を喪失する。
5. 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

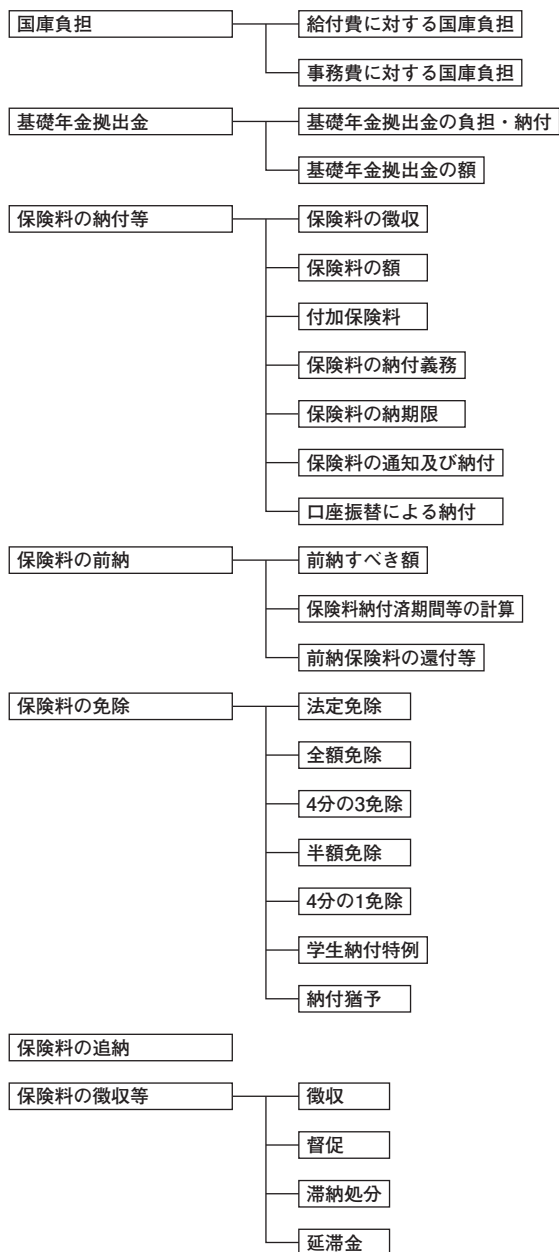
〔解答解説〕

1. ○ 法 7 条 1 項 1 号。設問の通り正しい。
2. × 法 7 条 1 項 2 号、法附則 3 条。設問のように 20 歳未満の者であっても、厚生年金保険の被保険者である場合は、第 2 号被保険者となる。
3. × 法 7 条 1 項 3 号。20 歳未満の者は、第 3 号被保険者とならない。
4. ○ 法 9 条 3 号。設問の通り正しい。
5. ○ 法 11 条 1 項。設問の通り正しい。

第2章

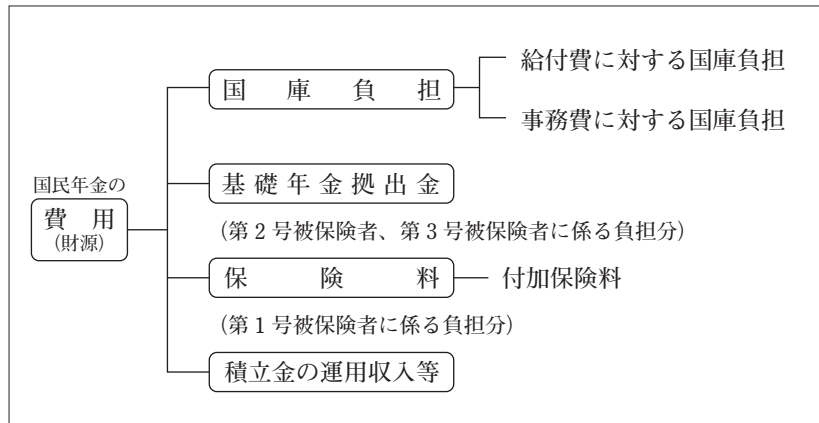
費用

学習内容



国民年金制度は、国民の共同連帯を基調とする社会保障制度であり、この事業運営に必要な費用は、国庫負担、政府及び実施機関からの基礎年金拠出金、第1号被保険者の保険料及び積立金の運用収入等で賄われている。

●——図表2-1 国民年金の財源



1 国庫負担

1 給付費に対する国庫負担

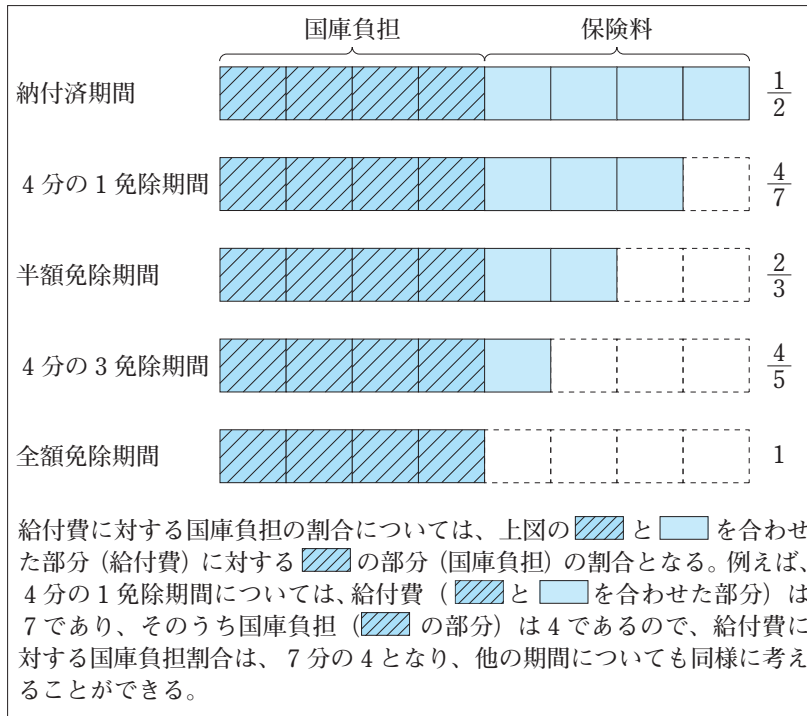
法85条1項

国庫は、基礎年金の給付費については、次に掲げる割合を負担することとされている。

給付費の種類	国庫負担割合
原則（下記以外の基礎年金の給付費）	2分の1
保険料4分の1免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	7分の4
保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	3分の2
保険料4分の3免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	5分の4
保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	1（全額）
20歳前傷病による障害基礎年金の給付費	10分の6

- ※1 それぞれの保険料免除期間の月数が、上限（480から保険料納付済期間等の月数を控除して得た月数）を超える場合には、その超える月数については国庫負担の対象とされない。
- ※2 学生納付特例期間及び納付猶予期間については、給付の対象とされない（年金額に反映されない）ため上記の保険料全額免除期間から除かれる（つまり、国庫負担は行われない。）。

●——図表2-2 給付費に対する国庫負担割合



2 事務費に対する国庫負担

国庫は、毎年度、**予算の範囲内**で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

法85条2項



<事務費の交付>

政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長が国民年金法又は国民年金法に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

法86条

2 基礎年金拠出金

1 基礎年金拠出金の負担・納付

厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用のうち第2号被保険者及び第3号被保険者の負担分を基礎年金拠出金として負担・納付している。

- 法94条の2, 1項 (1) 厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。
- 法94条の2, 2項 (2) 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

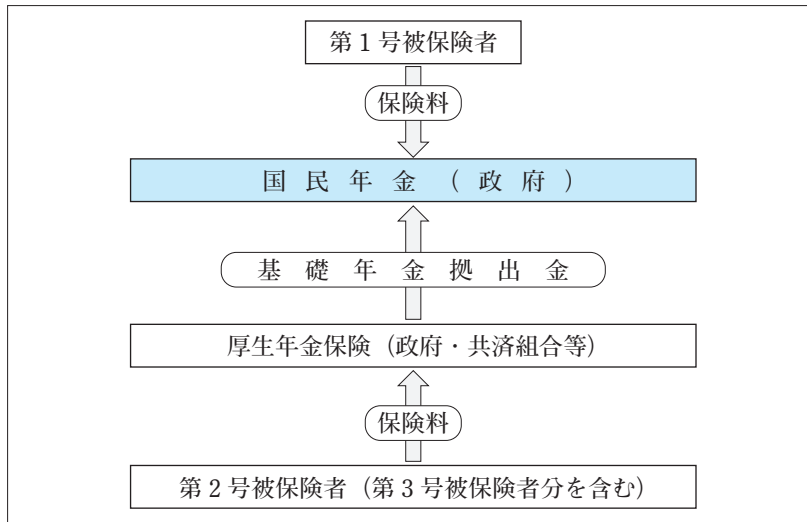
2 基礎年金拠出金の額

法94条の3 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する当該年度における当該政府及び実施機関に係る被保険者である第2号被保険者及びその被扶養配偶者である第3号被保険者の合計数の比率に相当するものとして毎年政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

$$\text{基礎年金拠出金の額} = \text{保険料・拠出金算定対象額} \times \frac{\text{第2号・第3号被保険者数}}{\text{国民年金の被保険者数}} \\ \text{(基礎年金の給付費)}$$

- 令11条の3 ※ 被保険者数の算定に当たっては、第1号被保険者については保険料納付者（保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の3免除期間を有する者）、第2号被保険者については20歳以上60歳未満の者、第3号被保険者についてはすべての者を基礎とすることとされている。

●——図表2-3 基礎年金拠出金



3 保険料の納付等

1 保険料の徴収

- (1) 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。
- (2) 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

法87条1項

法87条2項

2 保険料の額

- (1) 保険料の額

保険料の額は、17,000円に保険料改定率を乗じて得た額（その額に5円未満の端数が生じたときには、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。）とする。

法87条3項

(2) 保険料改定率

法87条 5 項

保険料改定率は、**毎年度**、当該年度の**前年度の保険料改定率**に**名目賃金変動率**を乗じて得た率を基準として改定する。



名目賃金変動率とは、当該年度から一定期間さかのぼった過去における物価指数や、厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の対比を基準に算定される率をいう。

名目賃金変動率＝当該年度の初日の属する年の**2年前の物価変動率**×
当該年度の初日の属する年の**4年前の年度の実質賃金変動率**（3年前から5年前のものの3年平均）

3 付加保険料

法87条の 2, 1 項

法附則 5 条10項

(1) 国民年金制度は、定額保険料、定額給付である。そこで、より高い給付を望む**第1号被保険者**及び**65歳未満の任意加入被保険者**は、**厚生労働大臣**に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前記2の保険料のほかに付加保険料を納付することができる。ただし、第1号被保険者のうち、次の者は付加保険料を納付することができない。

* 保険料の免除については5で学習する

① 保険料の免除*の規定により、前記2の保険料の**全部又は一部の額の納付を要しないもの**とされている者

② **国民年金基金の加入員**



独立行政法人農業者年金基金法17条

第1号被保険者のうち**農業者年金の被保険者**であって付加保険料の納付が可能なものは、希望の有無にかかわらず、付加保険料を納付しなければならない。

(2) 付加保険料の額＝400円（月額）

法87条の 2, 2 項
* 追納については6で学習する

(3) 前記2の保険料を納付した月（**追納の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。**）又は後記4(3)の産前産後期間の保険料免除若しくは後期4(4)の育児期間の保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月についてのみ付加保険料は納付できる。



④(3)の産前産後期間に係る保険料免除及び(4)の育児期間に係る保険料免除は、他の保険料免除とは異なり、保険料納付済期間とされることから、当該期間についても付加保険料を納付することができる。

- (4) 付加保険料を納付する者となったものは、いつでも厚生労働大臣に申し出て、付加保険料を納付する者でなくなることができる。

法87条の2, 3 項

この申出をした場合には、申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料〔既に納付されたもの及び前納されたもの（国民年金基金の加入員となった日の属する月以後の各月に係るものを除く。）を除く。〕につき、付加保険料を納付する者でなくなる。

- (5) 付加保険料を納付する者となったものが、国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に、上記(4)の申出をしたものとみなされる。

法87条の2, 4 項



- ・国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に上記(4)の申出をしたものとみなされ、加入員となった日の属する月の前月以後の各月に係る付加保険料について付加保険料を納付する者でなくなる。また、既に付加保険料を納付又は前納した者が国民年金基金の加入員となったときは、加入員となった日の属する月以後の各月に係る付加保険料については、既に納付又は前納したものも含め、付加保険料を納付する者でなくなる。



- ・65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者は、付加保険料を納付することができない。
- ・第2号被保険者及び第3号被保険者は、付加保険料を納付することができない。

(令和7)法附則40条10項他

④ 保険料の納付義務

(1) 原則

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）は、保険料を納付しなければならない。

法88条1項

法88条2項、3項	(2) 連帯納付義務 世帯主はその世帯に属する被保険者の保険料を、配偶者の一方は被保険者たる他方の保険料を、それぞれ連帯し納付する義務を負う。
法88条の2 則73条の6	(3) 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除 被保険者は、出産の予定日（産前産後期間の保険料免除の届出前に出産した場合にあっては、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合においては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。
法88条の3	(4) 第1号被保険者の育児期間の保険料免除 ① 上記(3)の産前産後期間の保険料免除の規定の適用を受けた被保険者が上記の出産に係る子を養育する場合においては、当該被保険者は、当該出産予定日から起算して3月を経過した日の属する月から当該出産予定日から起算して12月を経過した日（当該日の前日までに、当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日の翌日）が属する月の前月までの期間（当該子以外の子に係る上記(3)の産前産後期間の保険料免除の規定の適用を受ける期間を除く。）に係る保険料は、納付することを要しない。 ② 被保険者（上記①に規定する被保険者を除く。）は、その子[*]を養育することとなった日の属する月から当該子が1歳に達する日（当該子が1歳に達する日の前日までに、当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日）の翌日が属する月の前月までの期間（当該子以外の子に係る上記(3)の産前産後期間の保険料免除の規定の適用を受ける期間を除く。）に係る保険料は、納付することを要しない。

※被保険者が当該被保険者との間における特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該被保険者が現に監護するもの及び養子縁組里親である被保険者に委託されている児童等を含む。



- ・第2号被保険者及び第3号被保険者については、これらの者に係る基礎年金の費用負担が第2号被保険者に係る政府及び実施機関から基礎年金拠出金の負担・納付を通して行われているため、個人として国民年金の保険料を納付することは要しない。
- ・任意加入被保険者については、第1号被保険者の産前産後期間及び育児期間の保険料免除の規定を適用しない。

法94条の6

法附則5条11項
(令和7)法附則40条11項他

5 保険料の納期限

毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

法91条

6 保険料の通知及び納付

- (1) 厚生労働大臣は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、**保険料の額、納期限**その他厚生労働省令で定める事項を**通知**するものとする。
- (2) 被保険者は、保険料を納付しようとするときは、**厚生労働大臣が交付する納付書を添付**しなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合は、この限りではない。

法92条1項

令6条の13

7 口座振替による納付

厚生労働大臣は、被保険者から、保険料について、口座振替納付^{*}を希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

法92条の2

* 第1章52(語句)参照